

2023
JULY

7

おかやま



トラック輸送情報

TOPICS

- トラック関係者14名が中国運輸局長表彰を受賞
- 優良従業員表彰134名が受賞

行政だより

協会だより

閲覧室

資料

申込書関係

Contents

[今月のトピックス]

- 01/ **トラック関係者14名が中国運輸局長表彰を受賞**
- 02/ **優良従業員表彰134名が受賞**
- 04/ **令和4年度岡山県貨物自動車運送適正化事業実施機関の活動状況について**
- 07/ **青年協議会 会員募集中!**
- 08/ **令和5年度「トラックの日」小学生絵画コンクール募集要綱**
- 10/ **理事会を開催**
- 11/ **通常総会を開催(青年協議会)**
- 12/ **交通安全教室を開催しました(青年協議会)**
- 13/ **行政だより**
 - 中国運輸局岡山運輸支局 自動車関係功労者の表彰 「推薦は8月4日まで」
 - 梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について
- 18/ **協会だより**
 - 事業実績報告書・事業報告書の提出について
 - 無料採用ホームページ制作のご案内
- 23/ **閲覧室**
 - 陸災防だより
令和5年度 陸上貨物運送事業夏期労働災害防止強調運動実施要綱(抜粋)
 - 自動車事故対策機構岡山支所だより
 - ヤマト・スタッフ・サプライ運転適性診断・運行管理者等指導講習
 - お知らせ
会員名簿変更のお知らせ / 軽油価格動向推移表
- 37/ **資料**
 - Refresh!もっと自分らしい働き方休み方
 - トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター
- 41/ **申込書関係**
 - 職場の安全衛生自主点検表

同封資料

- 会員名簿
- トラック運送業の業務改善講座(中小企業大学校)
- 安全環境製品展示会のお知らせ
- バス車内事故防止について(岡山県バス協会)

トラック関係者14名が 中国運輸局長表彰を受賞

6月1日(木)、中国運輸局自動車関係功労者の表彰式がホテルグランヴィア広島において行われ、岡山県からはトラック関係者14名が受賞されました。この表彰は、永年にわたり自動車関係業務に精励され、業界の発展に寄与し功績が顕著な方々に贈られるものです。心よりお慶び申し上げます。



■ 自動車関係事業功労（団体役員）

氏名	協会・事業所名	役職名
萩原 雅彦	(一社)岡山県トラック協会 岡山支部 有限会社萩原運送	役員 代表取締役
長田 和明	(一社)岡山県トラック協会 岡山支部 ヒカリ産業株式会社	役員 取締役社長

■ 自動車関係事業功労（事業役員）

氏名	事業所名	役職名
市川 修	株式会社杉原運送	代表取締役

■ 自動車関係事業功労（永年勤続・指導的役割）

氏名	事業所名	役職名
清水 隆司	岡山県貨物運送株式会社 新見営業所	所長
白神 浩樹	岡山県貨物運送株式会社 井原支店	支店長

■ 自動車関係事業功労（永年勤続・運転者）

氏名	事業所名
内田 晋介	岡山県貨物運送株式会社 岡山主管支店
加藤 茂	福山通運株式会社 津山支店
吉岡 正明	藤森運輸株式会社 新見営業所
大野 浩史	岡山県貨物運送株式会社 倉敷主管支店
赤木 猛	福山通運株式会社 岡山東支店
妹尾 保伸	福山通運株式会社 倉敷支店
西岡 達也	岡山県貨物運送株式会社 総社支店
岡野 聡一郎	福山通運株式会社 児島営業所
仲岡 正宏	福山通運株式会社 岡山支店

優良従業員表彰 134名が受賞

令和5年度優良従業員表彰につきまして、下記の134名の方々が受賞されました。
受賞者の方々には、心よりお祝いを申し上げますとともに、今後、益々のご活躍を期待しております。

優良従業員表彰者名簿

(敬称略)

支 部	会 社 名	氏 名		
岡 山	アペニンコーポレーション(株)	石川 泰史		
	栄吉海運(株)	小野 訓	高谷 元章	
	(有)MSM	久磨 清根	須摩 修司	
	(有)MJC	安部 浩志	川上 淳治	斉藤 誠
	岡山スイキユウ(株)	赤松 洋実	一蝶 達也	今田 和也
		上田 浩	片山 智章	布元 健次
		花房 平	山根 剛	芳岡 仁美
	岡山市場運輸(株)	片山 幸児	下原 銀次	野崎 義男
	(株)岡昌運輸	浦上 進	福本 幸司	三上 亘
		美甘 優樹		
	(株)岡山シーアール物流	秋山 卓也	犬飼 健二	宇多見 厚
		川上 顕慎	久米 孟太	杉岡 弘行
		妹尾 正夫	三宅 浩二	宮原 哲士
		虫明 大輔	森脇 寛史	
	岡山後楽運輸(株)	藤井 秀彦	脇谷 和史	渡邊 隆寛
	後楽運輸(株)	有馬 卓夫	桶口 弘次	佐藤 伸幸
		篠原 弘吉	立石 誠	堀内 拓哉
	(株)佐藤運送店	大島 克彦	各務 日出夫	
	(有)三雅急送	白金 功史	藤川 英章	
	昭和工運(株)	秋山 秀幸	近藤 夕起夫	坂根 弘章
西村 彰吾		西山 浩司	額田 豊作	
(有)瀬戸内トランスポート	南谷 一浩			
(有)タクトトランスポート	鈴木 裕仁	野瀬 充弘		
(株)安田商事運輸	難波 誠			
両備トランスポート(株)	家元 通雄	上原 透	黒田 利昭	
	松尾 章彦			
支部合計		62名		

支 部	会 社 名	氏 名			
倉 敷	トクラ運輸(株)	前田 倫男	矢内 勉		
	(株)トムコ	佐久間 直樹			
	藤森運輸(株)	高岡 正行	平田 忠史		
	陸照運輸(株)	荒武 靖博	大川 勝弘	岡 昭男	
		岡田 眞一郎	佐和 英治	谷口 浩二	
		難波 孝吉	増成 近衛	三宅 康仁	
		虫明 剛士	柳井 辰哉	山田 泰隆	
リソー・ロジック(株)	宗田 浩和	高橋 悟	高橋 茂		
	山本 政直	若林 千秋			
支部合計	22名				
備 中	(有)倉敷運送センター	小寺 倫巳			
	弘栄産業(株)	安達 靖	網本 直行	岩井 延寿	
		岡部 和正	梶谷 和弘	鴨井 良多	
		高木 優至	林 保好	松尾 敬子	
		松島 淳一	山口 賢一		
	清水運送(株)	重廣 輝幸	谷本 純一	中山 詞代	
		藤原 弘志	堀口 優真		
	(株)生興運送	高柿 裕一	原田 憲	藤井 憲治	
		柳矢 伸一			
	(株)仲岡運輸	景山 真作			
(有)平田運輸	平田 直己	分島 豊一			
藤井運送(株)	大島 純一	杉田 昭二	早崎 康雄		
	早瀬 典和	原田 賢	政岩 達寛		
	三浦 弘子	村上 寛和	森岡 毅		
	森近 隼	守屋 孝一			
(株)ヨコタエンタープライズ	柴田 剛志	多賀 裕一			
支部合計	37名				
美 作	(有)真成運輸	池上 正康			
	(株)ユアック	竹内 繁也			
	支部合計	2名			
備 前	新光運輸(株)	岡崎 友哉	山本 直美		
	(株)シンキ	藤東 良樹			
	藤原運送(株)	磯部 栄一	久保 勉	多田 浩治	
		林 幸作			
	楨本運送(株)	赤木 裕次郎	岩本 晴一	西 智子	
室井 淳					
支部合計	11名				
総合計		134名			

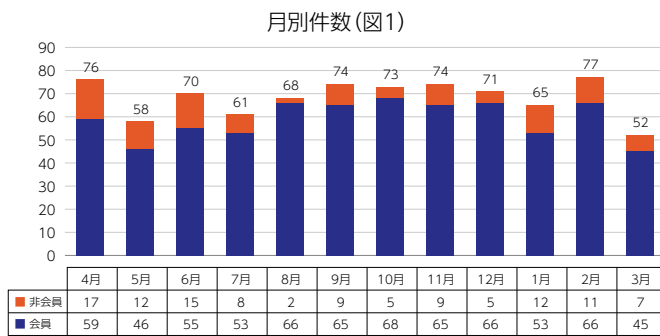
令和4年度 岡山県貨物自動車運送 適正化事業実施機関の活動状況について

1. 巡回指導実施状況

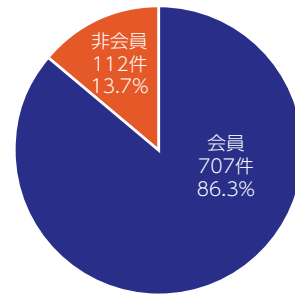
(1) 巡回件数

令和4年度は、新型コロナウイルスによる第7波、第8波の流行があったものの、感染予防対策を徹底した上で、通常どおり巡回指導を実施しました。巡回実績としては、819件の巡回指導を実施し、事業計画の720件に対する進捗率は113.7%でした。

巡回件数819件のうち、新規及び新設事業所の巡回指導は46件で、労働基準監督署から運輸支局への通報に基づく特別巡回指導は6件実施しました。



会員・非会員の割合(図2)



(2) 評価結果

特別巡回指導の6件を除く、813件の評価の内訳は表1及び図3のとおりでした。また、通常巡回と新規・新設巡回における評価の割合は図5、図6のとおりでした。

巡回実施の期間が延びるとA評価の事業所であっても、B評価又はC評価に下がる傾向が見受けられました。C評価事業所及び1年に1回の巡回指導を実施しているD評価、E評価事業所については、前年度に比べて割合が減少していることから、全体的に底上げが図られていると考えられます。

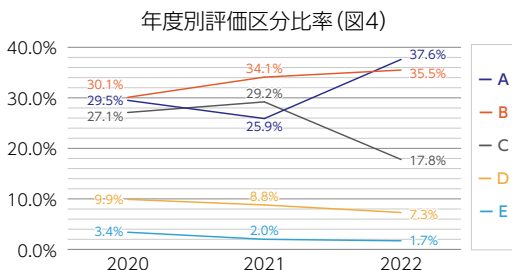
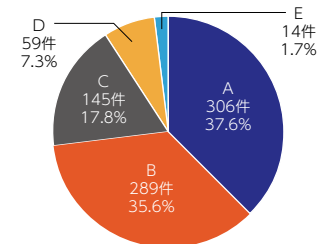
評価の善し悪し、若しくはGマークの有無に関わらず、巡回指導は原則として2年に1回実施し、特に、評価の悪い事業所については、少なくとも1年に1回実施することが、コンプライアンスを意識した事業運営に繋がるものと考えられます。

表1

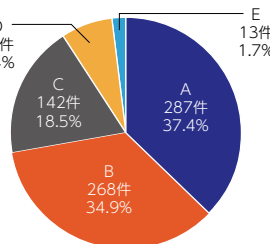
評価「適」割合	A 90%以上	B 80~89%	C 70~79%	D 60~69%	E 60%未満
件数	306(19)	289(21)	145(3)	59(2)	14(1)
割合	37.6%	35.6%	17.8%	7.3%	1.7%
対前年比	+11.7%	+1.5%	-11.4	-1.5%	-0.2%

※カッコ内は新規・新設事業所

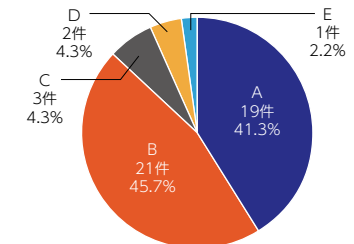
評価区分割合/全体(図3)



評価区分割合/通常巡回(図5)



評価区分割合/新規・新設巡回(図6)



(3) 指導結果

指摘件数の合計は1,998件で、指摘件数の割合が多い項目は次のとおりです。また、車両規模別の指摘件数割合は図7のとおりです。

①特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。

調査件数 572件 / 指摘件数 170件 / 否の割合 29.7%

次の運転者には、一般の運転者に対する安全教育に加えて特別な教育を実施し、その教育記録を3年間保存します。

ア 事故惹起運転者

死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こした運転者及び軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者に対して、再度乗務する前に実施します。ただし、やむを得ない場合は、乗務再開後1ヶ月以内に実施します。

イ 初任運転者

運転者として新たに雇い入れた者に対して、乗務開始前に実施します。ただし、やむを得ない場合は、乗務再開後1ヶ月以内に実施します。併せて、運転記録証明書を取得し、事故惹起者に該当するかを確認します。

ウ 高齢運転者(65歳以上の運転者)

高齢運転者には、適性診断(適齢診断)の結果を踏まえて、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法等について、運転者自ら考えるように指導します。適齢診断の結果が判明した後1ヶ月以内に実施します。

②運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。

調査件数 218件 / 指摘件数 57件 / 否の割合 26.1%

乗務前、乗務後の点呼がいずれも対面できない乗務を行う場合は、電話等により乗務途中点呼(中間点呼)を行うほか、運行指示書を2部(正・副)作成し、これに基づき運転者に対して適切な指示を行わなければなりません。また、運転者が携行した運行指示書(正)と事務所に備え置いた運行指示書(副)は運行終了後、正副1組にして運行終了日から1年間保存します。

③点呼の実施及びその記録、保存は適正か。

調査件数 813件 / 指摘件数 198件 / 否の割合 24.4%

運行管理者又は補助者は、乗務を開始又は終了する運転者に対して、運行上やむを得ない場合を除き、必ず対面により点呼を行わなければなりません。「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了する場合であり、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等で点呼執行者がいない場合等は該当しません。

点呼の記録は、1年間保存します。

④事業報告書及び実績報告書を提出しているか。

調査件数 452件 / 指摘件数 96件 / 否の割合 21.2%

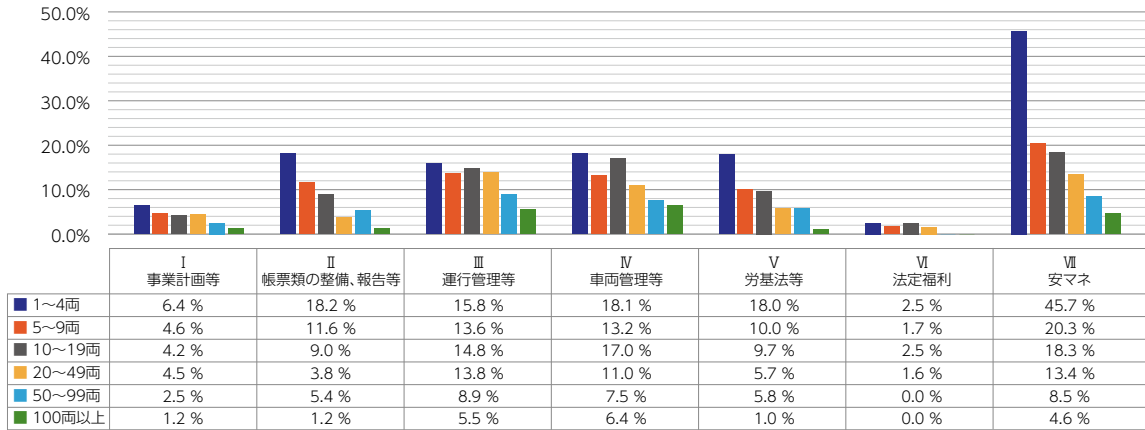
事業報告書は決算終了後100日以内に、実績報告書は毎年の7月10日までにそれぞれ運輸支局へ提出しなければなりません。

⑤定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。

調査件数 813件 / 指摘件数 166件 / 否の割合 20.4%

自動車は、適正に保守管理がなされることを前提として製作されていることから、定期点検は車両の故障を未然に防ぐために不可欠です。事業用自動車は、3ヶ月ごとに点検整備を実施し、その結果は、遅滞なく点検整備記録簿に記載しなければなりません。点検整備記録簿は、車検時の12ヶ月点検整備記録簿も含めて実施日から1年間、事業用自動車及び営業所において保存します。

車両規模別指摘件数割合 (図7)



2. 各種セミナーの開催状況

- ① プラン2025目標達成フルセミナー
開催日 令和4年8月25日(木)
場 所 岡山県トラック総合研修会館 4階 大研修室
参加者 33名
- ② 健康起因事故防止セミナー
開催日 令和4年10月6日(木)
場 所 岡山県トラック総合研修会館 4階 大研修室
参加者 26名
- ③ 標準的な運賃活用セミナー(応用編)
開催日 令和4年12月5日(月)
場 所 岡山県トラック総合研修会館 4階 大研修室
参加者 47名
- ④ 改正改善基準告示説明会
開催日 令和4年12月
場 所 県内6カ所
参加者 547名

3. 貨物自動車運送事業安全性評価事業について

申請件数は、170件で前年度に比べて24件増加しましたが、今年度新規に申請した事業所数は34件で前年度に比べて2件のみの増加となりました。(表2)

過去5年間の申請者数の推移は図8のとおりです。

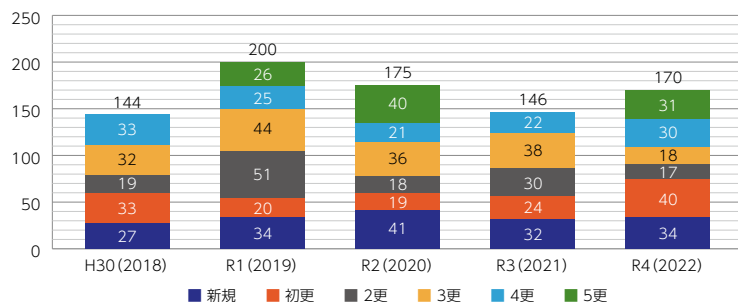
申請の結果、認定を取得した事業所は161事業所(94.7%)でした。

12月末時点における岡山県内の安全性優良事業所数は566事業所となり、県下1,812事業所に対する取得率は31.2%となりました。

表2

種別	件数	対前年比
新規	34	+2
初回更新	40	+16
2回目更新	17	-13
3回目更新	18	-20
4回目更新	30	+8
5回目更新	31	+31
合計	170	+24

Gマーク申請数推移(図8)



一般社団法人 岡山県トラック協会
青年協議会
会員募集中!



協議会の趣旨と目的

運送業界の次代を担う若手経営者や後継者が、研究会や交流会、社会貢献活動等を通じて相互の研鑽と業界の発展を図ることを目的としています。

また、青年協議会の活動を通じて、多くの仲間とともに、時には同じ立場の者同士、悩みや問題を共有し、時には競争して、新たな時代に対応できる経済人になれる良いと考えています。

会員資格

岡ト協会員で50歳以下の経営者、後継者及び管理者
 会費 24,000円/年

活動内容

- ・ 国道清掃、チャリティーゴルフコンペなどの社会貢献活動
- ・ 「トラックの日」のイベントに携わるなど、業界の広報活動
- ・ 各種研修会の開催
- ・ 他団体、他県を含めた会員相互の交流
- ・ 交通安全教室の開催

...等

入会等のお問い合わせ

一般社団法人 岡山県トラック協会
 青年協議会 事務局
 田邊・清原

TEL 086-234-8211 <http://www.okayama-ta.or.jp/young.html>



令和5年度「トラックの日」 小学生絵画コンクール募集要綱

一般社団法人 岡山県トラック協会

趣 旨

トラックは、国内貨物輸送量の90%以上を担っています。
我が国の経済活動や日々の国民生活になくてはならない重要なライフラインの一つであり、その中でも「緑ナンバー」の営業用トラックは、中心的役割を担っています。

全日本トラック協会及び都道府県トラック協会では、トラックが社会に果たしている役割や、「社会との共生」をめざした交通事故防止対策、環境対策への取り組みについて国民の皆様にご理解いただき、あわせて業界のイメージアップを図るため、毎年10月9日を「トラックの日」と定め、「トラックは生活(暮らし)と経済のライフライン」を統一標語とし各種の事業を展開しています。

『「トラックの日」小学生絵画コンクール』は、その事業の一環として毎年行っているものです。

日本の未来を担う小学生に、トラックについて少しでも興味を持ってもらいたいという思いで始めた事業です。

主 催

一般社団法人 岡山県トラック協会

後 援

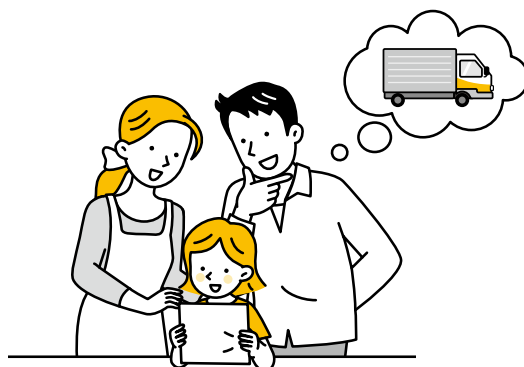
岡山県教育委員会

募集対象

岡山県下の小学生

テ ー マ

「私たちの未来のトラック」



募集作品

絵画(四つ切画用紙を使用してください。)

応募締切日

令和5年9月4日(月)必着
※郵便・宅配便でも可。ご持参の場合は、平日8時30分～17時15分に下記までお越しください。

応 募 先

一般社団法人 岡山県トラック協会 総務課 清原 宛
〒700-8567 岡山市北区青江1-22-33
電話 086-234-8211
メールアドレス:kiyohara@okayama-ta.or.jp

応募方法 別添1の氏名カードに必要事項を記入のうえ、作品裏面の左下に貼付してください。併せて、別添2の応募者名簿を添えてご提出ください。

氏名カード及び応募者名簿(Excel)は、岡山県トラック協会ホームページ(<http://www.okayama-ta.or.jp/>)からダウンロードできますのでご活用ください。

なお、応募者数が多数(20名以上)に渡る場合には、上記から応募者名簿のExcelファイルをダウンロード並びにご入力いただき、上記担当者アドレスへ送信いただきますようお願い申し上げます。

作品選考 岡山県教育委員会 教育長賞1点
優秀賞2点
佳作10点

賞 岡山県教育委員会 教育長賞

賞状、こども商品券(1万円)、作品のジグソーパズル

なお、同賞に選出された作品の「ラッピングトラック」を作成します。

優秀賞

賞状、図書カード(3,000円)、作品のジグソーパズル

佳作

賞状、作品のジグソーパズル

参加賞

FILA ハンドタオル



作品の公表 上記作品を含め、選考された優秀作品100点の絵画については、当協会のホームページにて、公表する予定です。

表彰式 令和5年10月21日(土)を予定。
場所：岡山市サウスヴィレッジ(岡山市南区片岡2468)
※表彰式は教育長賞、優秀賞、佳作の受賞者のみとなります。

その他 応募していただいた作品は、お返しできませんのでご了承ください。
なお、応募者は、本応募に際して提供した当該作品の使用する権利を、一般社団法人 岡山県トラック協会に譲渡するものとします。

理事会を開催

5月23日(火)午後1時30分より、岡山県トラック総合研修会館において『第270回理事会』を開催しましたので、その概要をお知らせします。

【議事概要】

遠藤会長が議長となり、下記事項について異議なく承認され、6月16日開催の通常総会に上程されることになりました。

〔審議事項〕

(1) 一般社団法人岡山県トラック協会 第270回理事会

- 第1号議案 会員の入退会について
- 第2号議案 令和4年度事業報告(案)並びに一般会計及び運輸事業振興助成補助金ほか特別会計に係る収支計算書(案)等について
- 第3号議案 令和4年度公益目的支出計画実施報告書(案)について
- 第4号議案 役員選任(案)について
- 第5号議案 令和5年度助成事業の一部改正(案)について
- 第6号議案 通常総会の運営について

(2) 物流問題政策研究会 評議員会

- 第1号議案 令和4年度事業報告(案)及び決算報告(案)について
- 第2号議案 令和5年度収支予算補正(案)について

(3) 岡山県トラック政治連盟 幹事会

- 議案 令和4年度事業報告(案)及び決算報告(案)について

(4) 陸運労災防止協会岡山県支部 理事会

- 議案 令和4年度事業報告(案)及び決算報告(案)について



通常総会を開催

岡山県トラック協会青年協議会では、令和5年5月27日（土）にピュアリティまきびにおいて令和5年度通常総会を開催しました。

通常総会では、会員18名（委任状19名）出席の下、17時00分に開会し、会長挨拶のあと議事に入りました。第1～3号議案をそれぞれ審議した結果、異議もなく承認されました。

上程された議案

第1号議案 令和4年度事業報告及び決算報告について

第2号議案 役員改選について

第3号議案 令和5年度事業計画(案)及び予算(案)について

なお、第2号議案の役員改選において、新会長に湯浅 隆史 氏(海吉運送 有限会社)が選出されました。

総会終了後、フェスタ・交通安全教室、研修会・チャリティーゴルフ合同実行委員会を開催しました。

また、18時00分からの来賓祝辞後、研修会を開催し、講師に一般社団法人ビジネスプレゼンテーション協会 代表理事の山田 進一 氏を招き、「ロベタでも人を動かす魔法のプレゼン」を演題に講演をいただきました。



交通安全教室を開催しました(青年協議会)

岡山県トラック協会青年協議会では、令和5年5月31日(水)に岡山市立政田小学校において交通安全教室を実施しました。

政田小学校の全校児童(172名)に対して、大型車の運転席からの死角や灯火類、左折時の内輪差等について実演を交えて説明をしました。

また、児童に運転席・助手席・荷台に乗ってもらい、死角や荷台の広さを体験してもらいました。



※個人情報保護の観点から、児童の写真は掲載しておりません。



中国運輸局岡山運輸支局 自動車関係功労者の表彰 「推薦は8月4日まで」

中国運輸局岡山運輸支局では、下記の表彰規則第4条に該当される方の表彰申請(表彰は11月)を受け付けています。

8月4日(金)までに**所属支部経由**でご推薦下さい。

なお、提出書類等詳細については、当協会(担当総務課)又は各支部に問い合わせ下さい。

また、ご推薦いただいた候補者の情報(個人情報)については、標記表彰以外には使用いたしません。

記

中国運輸局岡山運輸支局自動車関係功労者表彰規則(抜粋)

第4条 表彰は次の各号の一に該当する者又は団体に対して行う。

(1) **職責遂行、事故防止の功労**

自動車関係事業に従事する者で、危険を顧みず職責を遂行し又は重大な事故を未然に防止し、その功績が顕著な者又は団体

(2) **発明、考案、改良、研究の功労**

自動車関係事業に関する有益な発明、考案、改良又は研究を行い、事業の振興発展に著しい貢献をした者又は団体

(3) **永年勤続の功労**

自動車関係事業の次のいずれかに該当する業務に現に従事する者であって、永年にわたり業務に精励しその勤務成績が優秀であって他の模範となる年齢45歳以上(エを除く)の者。ただし、原則として当該事業者団体の長もしくはこれに準ずる者の推薦を受けた者に限る。

ア 事業用自動車の運転業務に20年以上従事し、その間における責任事故がない者

イ 自動車整備士、検査主任者及びこれに準ずる者として自動車整備業務に20年以上従事している者

ウ 自動車関係事業に20年以上従事し、業務遂行上指導的役割を果たしている者

エ 関係団体の業務に15年以上従事している年齢35歳以上の者

(4) **自動車関係事業の功労**

ア 次のいずれかに該当する自動車関係事業の役員であって、その功績が顕著な年齢45歳以上の者。ただし、原則として当該事業者団体の長もしくはこれに準ずる者の推薦を受けた者に限る。

(ア) 関係団体の役員として8年以上在任している者

(イ) 自動車関係事業の役員として12年以上在職している者

イ その他自動車関係事業の発達改善に尽力し、その功績が顕著な者又は団体

第5条 関係団体の長もしくはこれに準ずる者は、前条各号の表彰に該当する者があると認めたときは、次に掲げる書類を添えて毎年9月1日までに支局長あて提出するものとする。ただし、第1号に該当する者については、随時とする。

(1) 候補者名簿(※トラック協会で作成します。) (様式第1号)

(2) 履歴書・宣誓書 (様式第2号)

(3) 推薦書(第4条第3号に該当する者に限る。) (様式第3号)

(4) 功績調書(第4条第3号に該当する者を除く。) (様式第4号)

(5) 無事故無違反証明書

(6) その他参考となる資料

※提出書類は、(一社)岡山県トラック協会ホームページ「会員の皆様へ」より、「各種表彰」ページの「自動車関係功労者(岡山運輸支局長表彰)」からダウンロードできます。



梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

中央防災会議会長

例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、高波、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生しています。とりわけ近年は、毎年のように大規模な風水害が発生しており、昨年も、8月の大雨、台風第14号、台風第15号等により全国各地で土砂災害や浸水被害が頻発化・激甚化しています。このような災害の被害を踏まえ、防災態勢の強化に取り組んできたところですが、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、防災態勢の一層の強化を図るよう下記の通り通達がありましたので、お知らせします。

記

1. 災害の発生を未然に防止するため、防災事務に従事する者の安全確保にも留意した上で、職員の参集や災害対策本部の設置等適切な災害即応態勢の確保を図り、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すること。

①防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等の国土強靱化に向けた取組の推進

国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速及び国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進について各分野の取組の更なる加速化・深化を図るための対策を始め、国土強靱化に向けた取組全般を推進すること。

②危険箇所等の巡視・点検の徹底

河川等の氾濫、がけ崩れ、土石流等の災害発生のおそれのある危険箇所の巡視・点検の徹底を図るとともに、地形、地質、盛土等の土地改変の状況、土地利用状況、災害履歴及び最近の地震や降雨等の状況を勘案し、従来危険性を把握していなかった区域も併せて再度安全性を点検する等、適切な措置を講ずること。災害復旧事業施行中の箇所について、再度の災害発生及び復旧作業中の事故等を防止するため、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行う等、適切な措置を講ずること。

③河川管理施設を始めとする施設管理等の強化

施設管理者等は、災害発生に備え、管理施設等について、点検及び必要な箇所に対する補修等の措置を講ずるとともに、施設の操作人員の配置計画、連絡体制、操作規則等の確認をする等、管理の強化を図ること。

また、台風の接近等、災害発生のおそれのある場合には、事前に改めて施設の点検等を行うこと。

④地下空間の浸水対策等の強化

地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に係る危険性について、利用者に対して事前の周知を図り、浸水対策及び避難誘導等安全体制の強化に万全を期すること。洪水等が発生し、又は洪水等が発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確な情報の伝達、利用者等の避難のための措置等を講ずること。

⑤道路の冠水・法面崩壊・越波対策等の強化

道路のアンダーパス部等、局地的な大雨により冠水し、車両が水没する等重大な事故が起きるおそれがある箇所については、道路利用者への注意喚起や情報提供を適切に行うとともに、事前に標識、情報板、排水ポンプ等の施設を点検する等の措置を講ずること。台風による越波、大雨による法面崩壊等の土砂災害のおそれのある箇所については、通行止め等の措置を適切に行い、被害を防止すること。施設管理者や所轄の警察、消防は引き続き、相互に情報を共有するとともに、連絡体制の確保、通行止めの措置、救助等に遅れが生じないよう措置を講ずること。また、台風などによる電柱倒壊で道路の閉塞が発生した際には、通行止め等の措置を適切に行うとともに、電線管理者より可及的速やかに報告がなされるよう連絡体制を確保すること。

⑥港湾の浸水・コンテナ等の飛散対策等の強化

港湾において、台風等に伴う高潮、高波による浸水により港湾機能が低下するおそれのある箇所については、港湾利用者への注意喚起や情報提供を適切に行うとともに、過去に被災した施設等脆弱箇所への土嚢等の設置等を行うなど直前



予防策を講ずること。暴風によりコンテナの飛散等のおそれのある箇所については、コンテナの固縛等の対策を適切に行い、被害を防止すること。施設管理者は引き続き、水際・防災対策連絡会議を設置している場合にあっては、関係者が取るべき措置、関係者間の連絡体制等の確認等、連携体制の強化を図ること。その他の場合にあっては、関係機関の各主体が必要な情報収集や情報発信を適切に実施できる体制を構築し、連携体制を確保すること。

⑦災害発生のおそれのある箇所等の周知徹底

住民等が災害から身を守るための避難行動に資するため、浸水想定区域（洪水、雨水出水、高潮、津波）や、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所を始めとする災害発生のおそれのある箇所等貴殿が所管上保有する情報について、市町村等への提供を行うこと。

⑧災害時に市町村が発令する避難情報の周知徹底

平時から避難情報に関する周知等を十分に行うこと。特に、警戒レベル3の高齢者等避難は、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において発令される情報であること、警戒レベル4の避難指示は、災害リスクのある区域等の住民等が危険な場所から避難するべき状況において発令される情報であること、警戒レベル5の緊急安全確保は、災害が発生又は切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に発令されることがある情報であり、警戒レベル5に至る前の警戒レベル4までに必ず避難すること等について住民等が十分に理解できるよう周知徹底すること。

⑨企業等に対する避難意識等の啓発

企業等に対し、事業所等の所在地の災害リスクや、災害警戒時に取るべき行動、行動のタイミング等を確認すること。また、防災情報に留意し、甚大な災害発生の危険や、海拔ゼロメートル地帯等における大規模な広域避難の可能性が高まったときには、来客や従業員の安全確保を最優先して、店舗や事業所等の計画的な休業、テレワークの実施、時差出勤、必要に応じて安全確保が必要な従業員の待機・受入れなど、実情に応じた適切な対応を講ずるよう協力を求めるとともに、各機関においても、上記の取組を促進すること。あわせて、「事業継続ガイドライン-あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応-」（内閣府、令和5年3月）を参考にして、各企業等が事業継続計画の策定や改定を行うよう働きかけること。

⑩水辺利用者に対する情報提供及び自助意識の啓発

大雨後の河川増水時には、河川管理者等と連携し、河川等の水辺利用者に対して情報を提供し、安全な場所へ避難するよう注意を促す等、適切に対応すること。増水時や台風の際、農業用水路、排水路、岸壁等から落ちる危険性等もあることから、これらに近付かない等の注意を促すことも含めて、水難事故防止についての自助意識を啓発すること。

⑪指定緊急避難場所及び指定避難所の周知支援等

想定される災害の種別ごとに定められる指定緊急避難場所が指定避難所と異なることについて十分に周知を図った上で、市町村が指定した指定緊急避難場所及び指定避難所の周知を支援すること。指定緊急避難場所の表示等を新設・変更する際は、当該避難場所が対応している災害種別が一目でわかるよう、日本産業規格として定めた「災害種別一般図記号（JISZ8210）」及び「災害種別避難誘導標識システム（JISZ9098）」に基づく表示に努め、これらの設置に市町村へ協力をを行うように努めること。

また、激しい雨が継続する、あるいは落石等の災害の前兆現象が発生する等して、指定緊急避難場所まで移動することが、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断される場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動し、それさえ危険な場合は屋内上階の、山からできるだけ離れた部屋等へ避難する等して直ちに身の安全を確保すること。特に地震の被害を受けた地域においては、降雨による土砂災害が発生しやすい状況にあるため十分に注意すること、『避難』とは『難』を『避』けることであり、ハザードマップや「避難行動判定フロー」等を踏まえた上で、安全な場所にいる人は指定緊急避難場所に行く必要がないこと、安全な親戚・知人宅も避難先となりうることについて、周知を支援すること。

なお、避難所における感染症対策として、「避難所におけるマスク着用等の考え方について」（内閣府・消防庁・厚生労働省、令和5年3月）、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について」（内閣府・消防庁・厚生労働省、令和5年4月）等を踏まえた対応を促すこと。

避難所の開設・運営に当たっては、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（内閣府男女共同参画局、令和2年5月）の内容を踏まえ、女性と男性のニーズの違いを十分に配慮した避難所の環境整備を促すこと。



行政だより

⑫指定福祉避難所等の確保

従前、災害時において、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障が生ずるなどの懸念から指定避難所としての福祉避難所(以下「指定福祉避難所」という。)の確保が進まないとの課題に対応するため、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)において、指定避難所の公示事項を明確化している。これにより、市町村長は、指定福祉避難所ごとに、受入対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示し、受入対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化することが可能となることから、指定福祉避難所等の確保について、市町村に協力すること。

⑬要配慮者利用施設等における避難体制の確保

介護保険法(平成9年法律第123号)や水防法(昭和24年法律第193号)、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)等により、要配慮者利用施設は、避難確保計画等の自然災害に関する計画(以下「災害計画」という。)を作成することとされている。要配慮者利用施設管理者等に対して、災害計画の作成や避難訓練の実施の支援に努めるとともに、地方公共団体による計画の具体的な内容や避難訓練の実施状況の確認、施設への情報伝達体制の確保について、必要な支援に努めること。また、学校における避難確保計画の作成、避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育を効果的に実施するための地方公共団体による取組について、積極的に支援すること。

⑭個別避難計画の作成等

災害対策基本法において、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画である「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされている。内閣府では、個別避難計画の作成手順などを明示した具体的な取組指針である「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(内閣府、令和3年5月改定)」を示しており、この内容も参考にし、防災・福祉など関係部局が連携するとともに、福祉専門職など関係者の参画を得て市町村においては作成に努めることとなるので求めがあった場合には、必要な協力をする事。

作成に当たっては、特にハザードマップ上で危険な地域に居住する介護を要する者など、優先順位が高いと市町村が考えた避難行動要支援者について、令和3年度からおおむね5年程度で作成に取り組んでいただきたいと考えており、所要経費については、地方交付税措置が講じられている。また、市町村は災害の発生に備え、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を提供するものとされている。この場合、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努めること。

⑮災害対策本部における機能の維持

災害対策本部を運営する職員に過度な負担がかかり機能不全に陥ることがないように、平常時から非常時優先業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、組織を挙げた体制をあらかじめ構築しておくこと。また、非常時優先業務を継続的に実行できるよう業務継続計画を確認し、必要に応じて修正する等の対策を講ずること。災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時に備え、非常用電源を設置し、浸水等への対策や十分な燃料の確保を行うとともに、定期的な保守・点検等の実施や停電時に確実に作動するよう確認、訓練等の対策を講ずること。

⑯避難指示等の発令・伝達、避難判断のための訓練等

災害時に躊躇なく避難指示等を発令・伝達できるようにすること。そのために、災害対応eラーニング等を積極的に受講し、知識や手順の確認を行うこと。また、住民自身が適切に避難行動を取ることができるようになるため、気象防災アドバイザー等の専門家等の知見も活用し、職員と多数の住民の参加による洪水や土砂災害等の地域の実情に応じた災害を想定した避難指示等の発令・伝達、避難判断のために地域内での声かけにより避難する取組や、安全を確認する訓練を、災害発生のおそれが高まる出水期前に実施するよう努めること。加えて、各地域における自助・共助の取組の適切かつ継続的な実施に向け、専門家の支援により防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーの育成に努めること。

⑰ボランティアによる支援活動環境整備

災害が発生した場合、ボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう、発災時のみならず平常時から地方公共団体、社会福祉協議会、ボランティア団体、災害中間支援組織(NPO・ボランティア団体等の活動を支援するため、人材、資金、情報等の仲介やコーディネート等を担う組織)等との連携を促進し、必要な情報の提供を行うとともに、受援体制の整備促進に努めること。特に発災後は、被災者支援活動の情報等の共有、活動の調整等を行う「情報共有会議」の開催や参加を促すこと。また、ボランティアを受け入れるに当たっては、ボランティア保険への加入奨励、危険な作業の回避、熱中症予防対策の実施等の安全確保対策を十分に講ずるよう普及啓発を促進すること。



⑩関係機関から市町村に対する助言等

市町村が時機を失することなく避難情報を適切に発令できるよう、専門的な知見を有する関係機関が事前に十分な準備を行い、必要に応じて、直接、市町村長に対して積極的に助言を行うこと。また、市町村等と共同で、防災行動を時系列で整理したタイムラインを作成し、発災前から防災情報の発表・伝達等を的確かつ円滑に実施すること。

2. 災害発生時には早期避難のための避難態勢の構築等を図り、住民が適時的確な避難行動を判断できるよう、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すこと。

①防災気象情報及び河川情報の収集、早い段階からの危機意識の醸成並びに確実な情報伝達の徹底

災害発生の危険度の高まりに応じて段階的に発表される注意報・警報・特別警報等(早期注意情報、警報に切り替える可能性が高い注意報を含む。)、危険度の高まりが5段階等で色分け表示された危険度分布(キキクル)や流域雨量指数の予測値、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報(大雨ピーク後に水位が上昇する場合を含む)、竜巻注意情報、台風情報等の防災気象情報及び河川の水位、カメラ画像等の河川情報の収集・伝達を徹底し、関係者間での危機意識の醸成及び共有を図ること。

また、避難指示等の発令に資する情報を、気象庁、施設管理者等が警戒レベル相当情報として市町村に提供する等して、市町村の避難指示等の発令判断を支援することとしているので、これに留意し、住民の主体的な避難行動を支援すること。

ホームページ、SNS等のインターネット等により提供された情報については、必要に応じ適切に災害対応に活用すること。

情報の伝達に当たっては、マスメディアと連携を図り、職員のTV出演等による災害の切迫性の解説を含め、住民の避難につながるわかりやすい情報提供に努めるとともに、インターネット、コミュニティFM、Lアラート、緊急速報メール等の多様な伝達手段を組み合わせ活用し、早い段階からの確実な防災情報提供に努めること。

②要配慮者への情報伝達等

要配慮者の避難を考慮し、地方公共団体への防災情報の提供を早期に行うとともに、視聴覚障害者等の情報が伝わりにくい要配慮者に対しても多様な伝達手段に加え、字幕・手話放送、多言語(やさしい日本語含む)での情報発信等により避難指示等の情報が確実に伝達されるような措置を促す等適切な取組を推進すること。

また、市町村における避難行動要支援者名簿等の活用を促進し、在宅の要配慮者の把握に努めるとともに、福祉関係者等と連携しながら、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうとともに、新たな避難情報について紹介すること等を通じ、要配慮者自身の避難行動の理解や支援体制の構築に向けた取組を支援すること。

③個別避難計画等に基づく避難支援等の実施への支援

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づく避難支援等の実施に努めることとなるので、市町村の求めがあった場合には必要な協力をすること。

また、避難支援等実施者が避難支援等を実施できない場合において、避難支援等関係者その他の者が、市町村が行う個別避難計画情報の提供を受けたときは、所要の調整を行った上で、必要な対応に努めること。

④広域避難の実効性確保に向けた取組の推進

市町村や都道府県の区域を越えた広域避難が必要となる地域においては、市町村、都道府県、国の機関、交通事業者等の関係機関間で早めの情報共有や調整、意思決定がなされるよう、平時より関係機関間で顔の見える関係を構築し、具体的な計画や協定等の締結を進めるなど、円滑な広域避難の実施に向けた取組を支援すること。

また、災害対策基本法における広域避難に係る居住者等の受入れ及び運送等に関する規定を踏まえ、平時より市町村や都道府県等と連携し、広域避難に係る居住者等の受入れ、運送等に係る検討及び協定等の締結を進めるなど円滑な広域避難の実施に向けた取組を推進すること。

広域避難が必要な地域においては、通常の避難とは異なるタイミング・避難先へと避難することも考えられるため、災害時に居住者等が適時適切な避難行動が取れるよう、市町村や都道府県等と連携の上、平時から居住者等への周知啓発による理解促進に努めること。

以上



協会だより

事業実績報告書・事業報告書の提出について

事業者は、貨物自動車運送事業報告規則第2条の規定により、毎年度「事業報告書」および「事業実績報告書」を運輸支局に提出しなければなりません。

報告書	提出部数	提出期限
事業実績報告書	3部作成（1部事業者控え）	7月10日まで
事業報告書	3部作成（1部事業者控え）	事業年度経過後100日以内

報告書は、岡山県トラック協会ホームページからもダウンロードできます。

[トップページ](#)→[会員の皆様へ](#)→[申請手続き](#)→[事業実績報告書](#)

※提出期限が過ぎている事業者につきましては、速やかに報告書をご提出ください。

※郵送でのご提出の場合は、返信用封筒を付けてご発送ください。

実績報告書の記入方法について

稼働した車両数×稼働日数
※車が稼働したかどうかは1日単位で判断する。
短時間の稼働でも1日車と算定する

提出期限 7月10日まで

3月31日現在の従業員数
(役員除く)

第4号様式(第2条関係)(日本工業規格A列4番)

区分: 一般, 特殊, 利用, 重車, 特定

事業者番号: _____

空車+実車の走行距離: _____

荷物を積載して走行した距離: _____

3月31日現在の車両数(被けん引除く): _____

事業者名: _____
代表者名: _____
電話番号: _____

自社の営業車両で輸送したトン: _____

下請けに輸送させたトン: _____

税抜き価格

事業概要(前年3月31日現在)

事業用自動車数	従業員数	運転者数	人
_____	_____	_____	_____

事業内容(前年4月1日から3月31日まで)

・ダンプによる土砂等輸送	・冷蔵、冷蔵輸送
・基準緩和認定車両による長大物品等輸送	・原木、資材輸送
・国際海上コンテナ輸送	・引越輸送
・コンクリートミキサー車による生コンクリート輸送	・その他()
・危険物等輸送	

輸送実績(前年4月1日から3月31日まで)

区分	延実在車両数(日車)		走行キロ(キロメートル)		輸送トン数		営業収入(千円)
	実在	延実	実車	空車	実運送(トン)	利用運送(トン)	
北海道							
東北							
北陸信越							
関東							
中部							
近畿							
中国							
四国							
九州							
沖縄							
全国計							

警報に通報した事故件数(加害、被害の合計件数)(人身、物損含む)

事故件数(前年4月1日から3月31日まで)

交通事故件数	重大事故件数	死者数	負傷者数
_____	_____	_____	_____

備考1. 区分の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
2. 従業員数は、発生事故のある場合は、当該事故に発生している人数及び当該事業に発生している従業員のうち当該事業分として認定可能な基準により配分した人数とし、運転者数を含むものとする。
3. 事業内容については、主なもの3項目以内で囲むこと。
4. 危険物とは、自動車事故報告規則(昭和34年運輸省令第104号)別添第2の(3)の「危険危険物等」をいう。
5. 輸送実績については、地方運輸局の管轄区域ごとに、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所に設置されている事業用自動車の輸送実績(ただし、輸送トン数(利用運送)については、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所に設置されている貨物自動車利用運送による貨物(積載量)について記載すること。
6. 交通事故とは、道路交通法(昭和25年法律第105号)第72条1項の交通事故をいう。
7. 重大事故とは、自動車事故報告規則第2条の事故をいう。

運輸支局に事故報告書を提出した事故件数

発生から24時間以内に死亡した人数

交通事故によって負傷し、治療した人数



協会だより

トラック協会 会員事業者各位

無料採用ホームページ制作のご案内

全日本トラック協会と都道府県トラック協会は、人材確保対策として全国的な求人情報サイトを構築するため、株式会社リクルートと協働で、会員事業者の皆様は費用をかけずに最小限の手間で採用ホームページを開設するツールを提供させていただきます。
 (株)リクルートが無料で提供する「Airワーク採用管理」を利用し、トラック協会会員事業者の皆様には同社の専任スタッフが採用ホームページ公開まで無償でサポート致します。



本サポートに関する詳しい説明は事業説明動画をご覧ください。

<https://youtu.be/MZUxERbsopl>

求人情報サイト全体イメージ

この度、都道府県ト協にて、会員事業者さまの求人情報を取りまとめたサイトを開設することとなりました。近年の求職者は、応募前に企業採用HPを見る傾向があります。自社採用HPをお持ちでない会員事業者様はこの機会に無料で開設いただけます。

国交省
トラガールサイト

リンク

全ト協

リンク

都道府県ト協

リンク

会員事業者
採用ホームページ

無料で開設!

本事業の4つのポイント

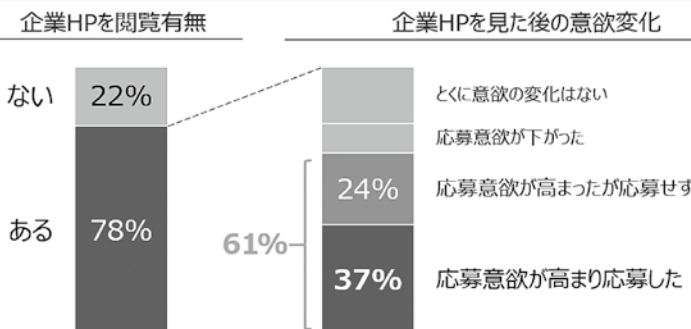
- 無料で採用HPを開設可能!
- リクルートが開設サポート!
- ランニングコスト一切なし!
- 求人はindeedにも自動掲載!

求人検索エンジン
indeed

求人情報は自動転載

1年以内に仕事探しをした人へのアンケート

※参考データ (リクルート社アンケートより)



求人広告で仕事を探す求職者の8割は企業HPを閲覧し、その内の6割は応募意欲が向上しています。

是非この機会に自社採用HPの開設をご検討ください。

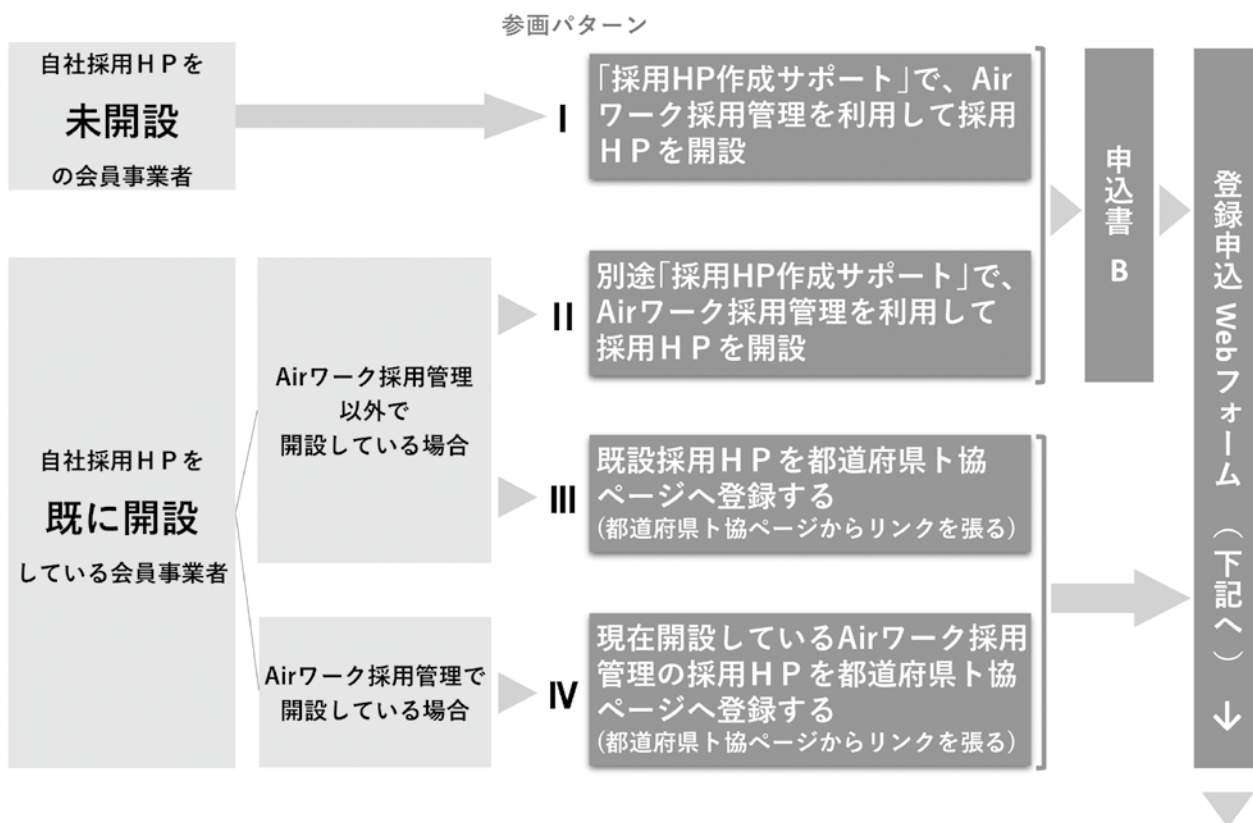


協会だより

トラック協会 会員事業者各位

無料採用ホームページ制作のご案内

会員事業者の本サポート事業への参画パターン



都道府県ト協求人情報ページへの登録申込Webフォーム

都道府県ト協ページの求人一覧に、自社採用HPの掲載を希望の会員事業者向けの申請になります。下記の回答フォームにアクセスの上、フォームよりご回答をお願いします。

▼登録申込 Webフォーム (岡山県トラック協会)



左記QRコードにスマホのカメラをかざしていただくか、下記URLにアクセスいただくと、フォームからお申込が可能です。

<https://forms.gle/aEBLrdymAt41eZsR7>

※万が一アクセスできない場合やご不明点がある場合は、所属の都道府県ト協の担当窓口までご連絡下さい。



協会だより

全日本トラック協会推奨

無料採用ホームページ制作のご案内

AirWORK 採用管理

Airワーク 採用管理は、リクルートグループが運営する世界No.1*
求人検索エンジンIndeedへ掲載ができる、無料採用支援ツールです。

* Comscore, 総訪問数, 2021年3月

CMでも
おなじみ

採用ホームページの作成、求人掲載、応募者とのやりとりまで、すべての機能が無料
Airワーク 採用管理で採用ホームページをつくりませんか？

カンタンに自社の採用ホームページを作成、すぐに求人募集を開始できる

最短5分※で求人掲載

最短5分で、プロが作ったような
採用ホームページをつくること
ができます。

※アカウント登録開始～求人公開するまでの時間（2021年5月実績）



Indeed自動掲載



求人を公開するだけでGoogle、Yahoo! JAPANは
もちろん、リクルートグループが運営する
世界No.1求人特化型検索エンジンIndeedにも
自動で掲載することができます。

Airワーク採用管理 開設センターのスタッフがサイト公開までサポート

Airワーク 採用管理のご利用を希望の方は、
下記の「申込受付」から電話、メール、FAXの
いずれかにてご連絡ください。
採用ホームページ開設の専任のスタッフとメールや
電話で説明を行いながら、Airワーク 採用管理での
採用ホームページ公開までサポートをいたします。

パソコン関係には疎い私ですが、
専任のスタッフが
サポートに入ってくれるので、
安心してお任せできました！



申込受付

 **aw_truck@ml.cocorou.jp**

 **0800-222-6061**

※裏面の「Airワーク 採用管理 FAX申込依頼書」を送付願います。

 **070-3104-6516**

受付時間：平日 10:00-16:00

※電話口にて「Airワーク 採用管理 開設希望」と
ご連絡ください。

※ Airワーク 採用管理の運用をしている(株)リクルートの担当者をご対応します。
※ お申込みの前に、必ず裏面の記載事項をご確認ください。





協会だより

パターンⅠ・Ⅱの事業者向け 申込書B Airワーク採用管理 FAX申込依頼書

下記の項目をご記入のうえ、FAX申込番号**0800-222-6061**まで送信してください。

Airワーク採用管理を運用している(株)リクルートの担当者より、詳細のご案内をさせていただきます。

企業名・支社名（または部署名）		担当者名
所在地（住所）		
電話番号	メールアドレス	
希望する連絡方法 （担当者から貴社への連絡方法で希望される形式に【✓】をつけてください）		
<input type="checkbox"/> メールにてご連絡 <input type="checkbox"/> 電話にてご連絡		
採用のご予定		
<input type="checkbox"/> 3か月以内に採用予定 <input type="checkbox"/> 具体的な期日なし		

お申込みに際し、下記をご確認ください。

メール・FAX、またはお電話で採用ホームページ開設サポートのお申込みをいただきましたら、後日担当者よりご連絡をさせていただきます。その後、サービス利用の正式なお申込みへと進みます。

実際のサービス利用にあたっては、リクルートが提示する「お申込みに関する注意事項」および各商品の利用規約・約款等の承諾が必要となります。なお、利用規約・約款等の一部はこちらのWebページ（<https://www.jinzai-info.net/terms/>）に掲載がございますのでご確認ください。

お申込み後であっても、(株)リクルートにより、不相当と判断させていただいた場合には、取引をお断りする場合がございます。

<プライバシーポリシー>

お申込みの際にご提供いただいたお客様の個人情報につきましては、細心の注意を払い取り扱わせていただきます。

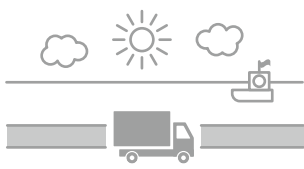
●(株)リクルート及び(株)リクルートのグループ会社（以下、総称して「Rグループ」といいます）並びに販売代理店は、お客様の個人情報を、お申込みいただいたサービス及び(株)リクルートが提供するその他サービス提供並びにこれらに付随する業務遂行のためにのみ利用いたします。

●Rグループ及び販売代理店は、お客様へ適切なご提案をさせていただくために、Rグループと販売代理店の各企業間で、上記の目的の範囲内、お客様の個人情報を共有させていただくことがあります。

●お申込みに必要となる項目を記入、または入力いただかない場合は、当サービスを受けられない場合があります。

●Rグループ及び販売代理店は、個人情報を取扱う業務の一部または全部を外部委託することがあります。

●個人情報の取扱いに関するお問合せは担当者にご連絡ください。お客様本人または代理人は、Rグループ及び販売代理店所定の手続きに従い、お客様本人が識別される個人情報の開示・内容の訂正、追加または削除・利用の停止または消去及び利用目的の通知を求めることができます。具体的な方法については担当者にご連絡ください。



陸災防だより

令和5年度 陸上貨物運送事業 夏期労働災害防止強調運動実施要綱（抜粋）

1 趣 旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（令和5年度～令和9年度）に基づき、

- ①死亡災害件数については、本計画期間中に前計画期間中の死亡災害件数から5%以上の減少をめざす。（令和5年は、87人以下。）
- ②荷役労働災害の大幅な減少を目指す。特に、墜落・転落災害について、本計画期間中に前計画期間（2018年度から2022年度）中の死傷災害件数から5%以上の減少をめざす。（令和5年は、4,243人以下。）
- ③安全衛生推進者の選任を徹底し、安全衛生推進者のレベルアップのための能力向上教育を充実する。

とした目標を設定している。本年は当計画の初年度に当たり、一層積極的な安全衛生活動を展開しているところである。令和5年の労働災害発生状況（1～4月速報値）は、死亡者数が35人（前年同期比+11人、+45.8%）と増加しており、一層の取組の強化が必要である。

死傷者数は4,109人（前年同期-268人、-6.1%）と減少しているものの、墜落・転落、転倒による災害が依然として多発しているほか、動作の反動・無理な動作による災害も増加傾向にあり、これらの災害については、より一層強力に取り組む必要がある。さらに、陸運業においては長時間労働による過労死等が問題となっており、改正された改善基準告示の周知などこれを予防するための取組を一層推進する必要がある。こうした陸運業における労働災害の現状と課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、安全衛生推進者の選任など職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

こうした認識の下、本年7月1日（土）から7月31日（月）までの1か月間を、令和5年度夏期労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

- 2 実施期間 令和5年7月1日（土）から7月31日（月）まで
- 3 スローガン 「荷台に潜む危険の芽 命を守る昇降設備とヘルメット」（令和5年度安全衛生標語 荷役部門最優秀作品）
- 4 主唱者 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部及び各都道府県支部
- 5 後 援 厚生労働省
- 6 実施者 会員事業場
- 7 取組の重点（省略）
- 8 主唱者の実施事項（省略）
- 9 会員事業場の実施事項

- ・経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- ・安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」（別添参照）により職場の安全衛生点検を行う。
- ・安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- ・改正された「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
- ・定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

41・42ページの「職場の安全自主点検表」を用いて、各事業場で点検をしてください。



自動車事故対策機構岡山支所だより

N A S V A 岡山支所開業日カレンダー

□ 適性診断開業日 ■ 休業日 ○ 被害者援護促進日 (適性診断は休業ですが、その他の業務は通常通り行います)

2023年7月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2023年8月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2023年9月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

2023年10月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2023年11月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

2023年12月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

適性診断料金（会員様のお支払額）について

- ◆ 一般診断…負担なし (定額 2,400円すべて 岡山県トラック協会が助成)
- ◆ 初任診断…2,000円 (定額 4,800円のうち 岡山県トラック協会が 2,800円助成)
- ◆ 適齢診断…2,000円 (定額 4,800円のうち 岡山県トラック協会が 2,800円助成)
- ◆ カウンセリング付一般診断…カウンセリング料 2,400円のみお支払い願います。

※予算・決算の都合上、岡山県トラック協会の助成期間は
例年4月1日～翌3月10日までとなっています。
※予算の状況によっては、助成期間が短縮されることもあります。

会員の皆様におかれましては、計画的な受診をお願いいたします。

■適性診断について

インターネットまたはお電話での予約が必要です。
電話 086-232-7053
会場 岡山県トラック総合研修会館3階
住所 岡山市北区青江1丁目22-33

【7月】時間帯（20分前にお越しください）

- | | |
|-----------|------------------|
| ① 9:00の部 | 一般・初任・適齢 |
| ② 10:30の部 | 一般・カウンセリング付一般・特定 |
| ③ 13:30の部 | 一般・初任・適齢 |
| ④ 15:00の部 | 一般 |
- ※職員勤務状況により若干異なる場合があります

適性診断機器のレンタルについて(有料)

『短期集中で、まとめて適性診断を受診したい!』事業者様はご検討ください。

【機器レンタル料：1,100円(税込)/日】 ※協会支部から借りると無料

- ★ レンタル期間中はいつでも適性診断を受診できます。
【注】ただし、初任診断・適齢診断を受診の場合は、後日、ナスバ支所等にてカウンセリングが必要です。
- ★ Wi-Fi付属なので、御社のネット回線は使いません!
- ★ 診断結果票は機器返却時にまとめてお渡しするので、印刷無用!
- ★ レンタル料・受診手数料は、月締めで後日、銀行振込!

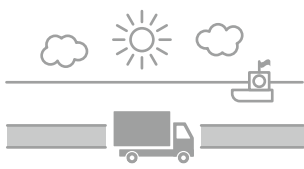


診断機器(イメージ)

N A S V A

ナスバは安全・安心のパートナー
～頼れるナスバ、寄り添うナスバ～

独立行政法人
自動車事故対策機構



自動車事故対策機構岡山支所だより

各支部（輸送サービスセンター）での適性診断について

岡山県トラック協会
自動車事故対策機構

トラック協会各支部で適性診断を受診できます。

- 運用日
月曜日・水曜日・金曜日（他の曜日は各支部にご相談ください）
※土日祝日、12/29～1/3の他、協会行事等の休業日がございます。
- 申し込み方法
受診希望日の前日までに、各支部にお電話で予約をしてください。

倉敷支部（086-425-0108）	備中支部（0866-83-1365）
美作支部（0868-26-4436）	備前支部（0869-67-2882）

※初任・適齢診断は診断を受診後にカウンセリングを受けなければなりません。

トラック協会支部（備中支部、美作支部）にて初任・適齢診断の出前カウンセリングを行っています。

- 申し込み方法
下記の実施予定日の前日までに、NASVA岡山支所にお電話で予約をしてください。
※予約者がいない場合には中止となりますので、前日までに必ず予約をしてください。

予約先	NASVA岡山支所（Tel：086-232-7053）		
開始時刻	備中支部	10：30～	（30分～1時間程度）
	美作支部	11：00～	（30分～1時間程度）

出前カウンセリング実施予定日

備中支部（矢掛輸送サービスセンター）

7月31日（月）、8月：なし、9月29日（金）
※10月以降の日程は後日公表いたします。

美作支部（津山輸送サービスセンター）

7月24日（月）、8月28日（月）、9月25日（月）
※10月以降の日程は後日公表いたします。

※令和3年度より備前支部、令和5年度より倉敷支部の出前カウンセリングを当面休止しております。

- 出前カウンセリングまでの流れ
 - ①トラック協会各支部、貸出機器、自社の所有機器で診断を受診
（出前カウンセリングの前々日までに必ず所定の診断を終了しておいてください）
 - ②NASVA岡山支所に出前カウンセリングの予約
 - ③出前カウンセリングに参加
※初任診断、適齢診断の診断票については、出前カウンセリングの際にお渡ししますので、診断終了時には印刷されません。

適性診断機器の貸出について

トラック協会各支部では、適性診断機器の貸出（無料）を行っています。
ご希望の際は、トラック協会各支部までお問い合わせください。



自動車事故対策機構岡山支所だより

令和5年度 運行管理者等指導講習のご案内について

(対面方式のご案内) 自動車事故対策機構 岡山支所

基礎講習（貨物関係）の開催日程について ※前期日程	
令和5年6月14日(水)～16日(金) 終了	岡山県トラック総合研修会館 4階大会議室
令和5年6月21日(水)～23日(金) 終了	岡山県トラック総合研修会館 4階大会議室
令和5年7月11日(火)～13日(木)	テクノサポート岡山 研修棟大会議室
受付 8:40～9:30 講習時間 1日目 9:30～16:50 2日目 9:30～16:30 3日目 9:30～16:00 (昼休み 12:00～13:00) ※1日目のみ上記時間に受付を行います。	

一般講習（貨物関係）の開催日程について	
令和5年5月19日(金)	水島愛あいサロン 終了
令和5年5月25日(木)	岡山県トラック総合研修会館 2階会議室 終了
令和5年8月17日(木)	岡山県トラック総合研修会館 2階会議室
令和5年8月18日(金)	岡山県トラック総合研修会館 2階会議室
令和5年8月24日(木)	水島愛あいサロン
令和5年8月25日(金)	水島愛あいサロン
令和5年8月31日(木)	岡山県トラック総合研修会館 4階大会議室
令和5年9月15日(金)	リージョンセンター津出 満員
令和5年10月12日(木)	リージョンセンター津山
岡山会場 受付: 8:40～9:30 講習時間: 9:30～16:00 (昼休み 11:50～12:50) 倉敷・津山会場 受付: 9:10～10:00 講習時間: 10:00～16:30 (昼休み 12:20～13:20) ※上記日程は対面方式の講習です。上の表では原稿作成時点の空き状況を掲載しております。 動画視聴方式の講習日程については次ページの講習案内をご覧ください。	

●お申し込みについて

- インターネットから予約お申し込みができます。
「自動車事故対策機構 (NASVA)」のホームページにアクセスして予約お申し込み願います。(https://k-yoyaku.nasva.go.jp/yoyaku-user)
- インターネットからの予約ができない場合には、当機構支所まで直接お電話にてお問い合わせください。(TEL:086-232-7053)
- 予約は定員に達し次第締め切りとさせていただきます。キャンセルが出た場合には、随時インターネット予約が可能になります。



令和5年度 運行管理者等指導講習のご案内について (動画視聴方式のご案内)

自動車事故対策機構 岡山支所

平素より当機構の業務にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

当機構では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、各講習会場の参加人数を制限して講習を開催しております。このような中、少しでも受講機会を増やす取り組みとして、この度、パソコン等を使用した動画視聴方式による一般講習を実施することとしました。下記の内容で開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、従前の対面方式による講習会につきましても、新型コロナウイルス感染防止対策を施しながら引き続き行って参ります。

【一般講習開催日程】

6月3日(土)、6月6日(火)、6月8日(木)、6月15日(木)、
6月20日(火)、6月22日(木)、6月27日(火)、6月29日(木)、
7月1日(土)、7月6日(木)、7月13日(木)、7月15日(土)、
7月20日(木)、7月25日(火)、7月27日(木)、8月3日(木)、
8月10日(木)、8月22日(火)、9月2日(土)、9月7日(木)、
9月28日(木)、10月19日(木)、10月21日(土)、10月26日(木)

※上には原稿作成時点の空き状況を記載しております。

※配信環境等の関係で、予告なく対面方式の講習に変更する場合がございます。

【講習会場】

自動車事故対策機構岡山支所 適性診断室・会議室

〒700-0941 岡山県岡山市北区青江 1-22-33 トラック総合研修会館 3階

※適性診断室・会議室のどちらで受講することになるかは選択できません。

【講習時間】 9:30～16:00 ※受付は9時00分から開始します。

※持参物など詳細はNASVAホームページの開催案内をご覧ください。

(https://www.nasva.go.jp/fusegu/mng_kaijo_2023.html)

【申し込み方法】

- ・インターネットから予約お申し込みができます。
「自動車事故対策機構(NASVA)」のホームページにアクセスして予約お申し込み願います。(<https://k-yoyaku.nasva.go.jp/yoyaku-user>)
- ・インターネットからの予約ができない場合には、当機構支所まで直接お電話にてお問い合わせください。(TEL:086-232-7053)
- ・予約は定員に達し次第締め切りとさせていただきます。キャンセルが出た場合には、随時インターネット予約が可能になります。



自動車事故対策機構岡山支所だより

NASVA 安全マネジメントセミナーの開催について

標記について、下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

ガイドラインセミナー (中小規模事業者向け)	4月27日(木)	運輸安全マネジメントのガイドライン全 14 項目について、安全管理体制全般の構築・改善を推進するための取組みのねらいや取組み方法を項目毎に解説する。
	9月28日(木)	
リスク管理(基礎) セミナー	4月27日(木)	「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」について、事故の再発防止に関するリスク管理の必要性や事故等情報の収集・活用方法等について解説及びケーススタディを行う。
内部監査(基礎) セミナー	9月28日(木)	「内部監査」について、内部監査員の役割や監査方法、是正・改善措置の方法等といった内部監査を実施するために必要となる知識について解説及びケーススタディを行う。
セミナー時間	各ガイドラインセミナー	9:00~12:00 受付 8:30~
	リスク管理・内部監査セミナー	13:30~17:00 受付 13:00~
セミナー会場	岡山県トラック総合研修会館 4階 (岡山市北区青江1-22-33)	
受講手数料	5,200円(岡山県バス協会会員事業者でバス業態での受講は全額協会負担) ※トラック事業者様については助成制度がありません。ご注意ください。	

●本セミナーはインターネットまたはFAXでお申し込みできます。

インターネット予約の場合は、『NASVA 認定セミナー予約システム』で検索

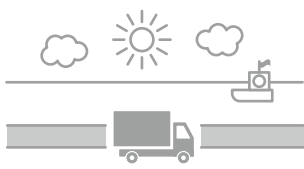
【 受 講 申 込 書 】

受講希望セミナー名・4/27ガイドライン 終了 ・9/28 ガイドライン
・リスク管理 終了 ・内部監査

※受講を希望されるセミナー名に「○」印を付してください。

受講者情報	ふりがな				
	氏 名				
	生年月日	昭和	平成	年	月 日
	役 職	役員・管理者等・その他 ※「○」印を付してください。	経営管理部門要員	はい・いいえ	
事業者情報	会社名				
	営業所名				
	所在地	〒 ()			
	連絡先	TEL		fax	
	業 態	バス	ハイタク	トラック	その他
	保有車両数	~49両	50~99両	100~199両	200~299両 300両以上
	役職	※受講証に複数社の記載を希望する <input type="checkbox"/>			
※経営管理部門要員の方で、インセンティブ適用時に必要となる受講者情報の国土交通省への通知を希望しない場合のみチェック				希望しない <input type="checkbox"/>	
申込先 FAX (086-231-6742)					

※運輸防災マネジメントセミナーについては年度後半に開催を予定しております。



福山で適性診断が受けられます！

2023年度 福山サテライト開業日カレンダー

7月							8月							9月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1			1	2	3	4	5						1	2
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30
30	31																			

…休業日
 …初任診断・適齢診断・カウンセリング付一般診断実施日
 (一般診断は受診できません)

1. 受診日および受診時間

一般診断	受診時間	9:00 (土曜日のみ)	10:30 (土曜日のみ)	13:30	15:00
初任・適齢診断	受診時間	9:00	10:30	13:30	15:00
カウンセリング付一般診断	受診時間	12:00			

※ 契約事業者において、自社機器にて初任・適齢を受診していただいた場合は
 カウンセリングのみで来所することもできます。

2. 福山サテライト会場

〒720-0067 福山市西町1丁目13-18 広島県トラック協会東部研修センター3階



受診料、協会様助成金につきましては、岡山県内で受診いただく場合と同様の料金となっております。

・岡山県トラック協会員様の場合

- ◆ 一般診断・・・負担なし (定額 2,400円すべて 岡山県トラック協会様が助成)
- ◆ 初任診断・・・2,000円 (定額 4,800円のうち 岡山県トラック協会様が 2,800円助成)
- ◆ 適齢診断・・・2,000円 (定額 4,800円のうち 岡山県トラック協会様が 2,800円助成)

予約受付は福山サテライトへ ☎084-982-7615



自動車事故対策機構岡山支所だより



管理者の皆様へ

適性診断結果をもっと有効に活用しましょう！



適性診断活用講座のご案内



心理的面から運転手をサポートする
カウンセリング的助言指導方法(話し方、
接し方)と一緒に学んでみませんか？

- (1) 講座内容
- ① 適性診断票（結果）の見方について・・・30分
 - ② 適性診断票（結果）の具体的な活用の仕方について・・・30分
 - ③ ロールプレイング・・・2時間30分（①②③合計3時間30分）
ドライバーに対する「助言・指導」の実際を体験していただきます。
- (2) 手数料 2,700円（テキスト代、消費税込み）
- (3) その他 ご不明な点については、NASVAへお問い合わせください。
- (4) 日程 実施時間 13:30～17:00まで（受付13:00～）

岡山:令和5年11月17日(金) 岡山県トラック総合研修会館4階

※こちらの申込書に必要事項を記入の上FAXしてください。

受講申込書			
フリガナ			
受講者氏名			
生年月日	昭和 平成	年	月 日 (歳)
会社名		営業所	
連絡先	電話:	FAX:	

申込FAX番号: 086-231-6742

詳細を知りたい方はナスバのHPへ

独立行政法人自動車事故対策機構
岡山支所
TEL086-232-7053



運行管理者試験事前講習会（貨物）開催のご案内

自動車事故対策機構 岡山支所

平素より当機構の業務にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和5年8月5日(土)～令和5年9月3日(日)に令和5年度第1回運行管理者試験が実施されますので、本試験の事前講習会（対象は貨物業態）を下記の通り開催致します。会場の都合により満員になるまでお申し込み順とさせていただきます。なお、開催時期が試験開催期間に近くなっていますので、試験日を遅く設定する、出版社のテキスト等を使用して自主学習する等、ご了承のうえでお申し込みください。

1. 開催日時 令和5年7月20日(木) 9:10 ～ 16:10（受付時間8:45～9:10）
2. 場 所 岡山県トラック総合研修会館4階大研修室（岡山市北区青江1丁目22番33号）
3. 申込方法 下記の受講申込書を令和5年7月14日(金)までに、FAXしてください。
FAX 086-231-6742（FAX送信後に必ずお電話をください。）
 ※予約数に応じて1営業所あたり2名限りの申し込みとする場合がございます。以下「受講者氏名①～④」には、優先順位の高い方からご記入ください。
4. 受講料 1名 3,000円

事業者名		
住所		
申込担当者	連絡先（TEL）	
受講者氏名①	ふりがな	所属営業所：
受講者氏名②	ふりがな	所属営業所：
受講者氏名③	ふりがな	所属営業所：
受講者氏名④	ふりがな	所属営業所：

5. 持参物 ①受講料3,000円 ②筆記用具
※当機構制作のテキストは当日配布いたします。



自動車事故対策機構岡山支所だより

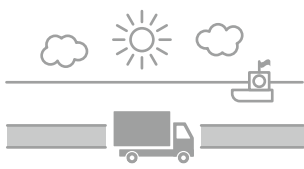
6. 注意事項

- ① この講習会は受験資格を得るための「基礎講習」ではありません。
- ② 当機構からのご連絡は、満員になり受講できない方のみとさせていただきます。
- ③ 当日の受講体制について
 - ・当日は一定時間毎に換気を行います。体温調節のできる服装でお越しください。
 - ・講義中に体調不良が確認された場合は退席となる場合がございます。その際、受講料の返金はございませんのであらかじめご了承ください。
 - ・咳エチケットをお守りください。
- ⑤ 駐車枠が少ないので、公共交通機関のご利用または乗り合わせにご協力ください。
- ⑥ 当日は臨時駐車場を設けております。岡山県トラック交通共済協同組合の臨時駐車場（岡山市南区新保 88）から優先的に駐車をお願いします。

【臨時駐車場位置図】



自動車事故対策機構 岡山支所
 TEL (086)232-7053
 FAX (086)231-6742



お知らせ

運転適性診断 一般・初任・適齢

★岡山駅、徒歩6分の場所で
適性診断が受信できます。



ヤマト・スタッフ・サプライ

民間で初めて
国土交通省の
認定を取得

トラック協会
会員様は
助成対象と
なります。

最短40分で
診断完了！

全ての検査が
1つの診断機
で完了！



●リニューアルした機械診断



●1台のPCで診断が完了！
※夜間視力は別途測定



●カウンセリング
(初任診断、適齢診断)

診断の種類	料金(税込)	助成金適用後
一般診断	2,400円	➡ 0円
初任診断	4,800円	➡ 2,000円
適齢診断		

<基本開催日時>

初任・一般・適齢診断

(毎週) 月・火・水・木・金

① 9:00～ ② 10:30～ ③ 13:00～ ④ 14:30～

土/日/祝もご要望に合わせて開催致します。
当日受講のご予約も、お電話にてお承ります。



アクセス

JR岡山駅東口より徒歩6分
※お車で越しの際は近隣の有料駐車場をご利用ください。

▼ご予約・お問い合わせはこちらまで▼

ヤマト・スタッフ・サプライ(株) 岡山支店

☎086-238-4753 📠086-238-4763

〒700-0023 岡山市北区駅前町2-5-24 JR岡山駅第2NKビル 2F

お申込みはホームページからご検索下さい！

こちらからも
お申込み
可能です！



※国自総第387号 (旅客)


※国自総第419号 (貨物)



お知らせ

運行管理者等指導講習 一般講習

土・日曜日に一般・基礎講習の
開催日を設けました。

- ☑ **DVD上映による講習です。**  ヤマト・スタッフ・サプライ
- ☑ **出張講習（ご希望の日時、場所）も可能です。**
※複数名での参加が条件です。ご希望の場合は当社までご相談ください。
- ☑ **2年度に1度の受講義務を満たすことができます。**

一般・基礎講習とも
出張の場合は別途
交通費が必要です。



ご利用料金

受講料（1名あたり）
3,200円 → 岡山トラック協会員様
★講習は**5時間**です。 **1,000円**（税込）

<基本開催日程>

※下記日程は当事業所での開催日程です。ご来店いただければ
下記日程以外でも対応可能ですのでご相談ください。

●時間10:00～16:00
(休憩含む)

6月	2日(金)	12日(月)	24日(土)	25日(日)	9月	1日(金)	8日(金)	16日(土)	24日(日)
7月	7日(金)	14日(金)	22日(土)	30日(日)	10月	2日(月)	10日(火)	21日(土)	29日(日)
8月	4日(金)	11日(金)	19日(土)	27日(日)	11月	6日(月)	13日(月)	19日(日)	25日(土)

運行管理者等指導講習 基礎講習

運行管理者試験対策 講座

オンラインZoom講座も開催しています。

- オンライン講座1日+eラーニング：**13,000円**(税込)
※eラーニングは5回分の問題演習がわかりやすい解説付きです。
何回も行う事で、合格率がぐーんと高まります！

- ☑ **DVD上映による講習です。**
- ☑ **出張講習（ご希望の日時、場所）も可能です。**
※複数名での参加が条件です。ご希望の場合は当社までご相談ください。
- ☑ **運行管理者試験の受験要件を満たすことができます。**

明日からの業務に
役立つ！
YSSオリジナルの
テキスト付き！

★運行管理者補助者の選任要件も満たすことができます。



ご利用料金

受講料（1名あたり）
8,900円 → 岡山トラック協会員様
★講習は**3日間で計16時間**です。 **4,000円**（税込）

<基本開催日程> ※下記日程は当事業所での開催日程です。ご来店いただければ下記日程以外でも対応可能ですのでご相談ください。

6月	7日~9日	17日~19日	28日~30日	9月	4日~6日	13日~15日	25日~27日	
7月	3日~5日	8日~10日	18日~20日	26日~28日	10月	4日~6日	14日~16日	25日~27日
8月	7日~9日	16日~18日	28日~30日	11月	8日~10日	15日~17日	20日~22日	28日~30日

●時間10:00～
16:30
(休憩含む)

ヤマト・スタッフ・サプライ(株) 岡山支店
☎086-238-4753 ☎086-238-4763

〒700-0023 岡山市北区駅前町2-5-24 JR岡山駅第2NKビル 2F
お申込みはホームページからご検索下さい！

※国自安第150号（貨物）

こちらからもお申込み
可能です！





お知らせ

会員名簿（令和5年度）変更のお知らせ

※変更箇所のみ記載

（令和5年7月）

NO.	事業者名	変更内容	変更後
当月の変更はありません			

新規に入会された方のご紹介

NO.	事業者名	役職・代表者	所在地	TEL・FAX	地区
53	アリアンサ(株)	代表取締役 志賀 トニ	〒701-0163 岡山市北区中撫川411-1	TEL 086-230-7610 FAX 086-230-7611	岡山

ご訃報

月日	会員のお名前	ご訃報
令和5年5月25日	(株)丸勝荷役運輸 代表取締役 石川 勝弘	ご尊父様御逝去
令和5年6月11日	(有)小林産業輸送 代表取締役 小林 幸雄	ご本人様御逝去

退会について

岡山県トラック協会から退会される場合の会費請求は、退会月分までとさせていただきます。日割り請求等ございませんので、予めご了承ください。

また、退会届に記入する退会予定日より後の日付で退会届が岡山県トラック協会（本部、又は支部）に到着いたしますと到着日が退会日となりますのでご注意ください。

(例)

退会予定日	退会届の到着日	退会日	請求する月
令和5年7月1日	令和5年7月1日	令和5年7月1日	令和5年7月分まで
令和5年7月31日	令和5年7月20日	令和5年7月31日	令和5年7月分まで
令和5年7月31日	令和5年7月31日	令和5年7月31日	令和5年7月分まで
令和5年7月31日	令和5年8月1日	令和5年8月1日	令和5年8月分まで

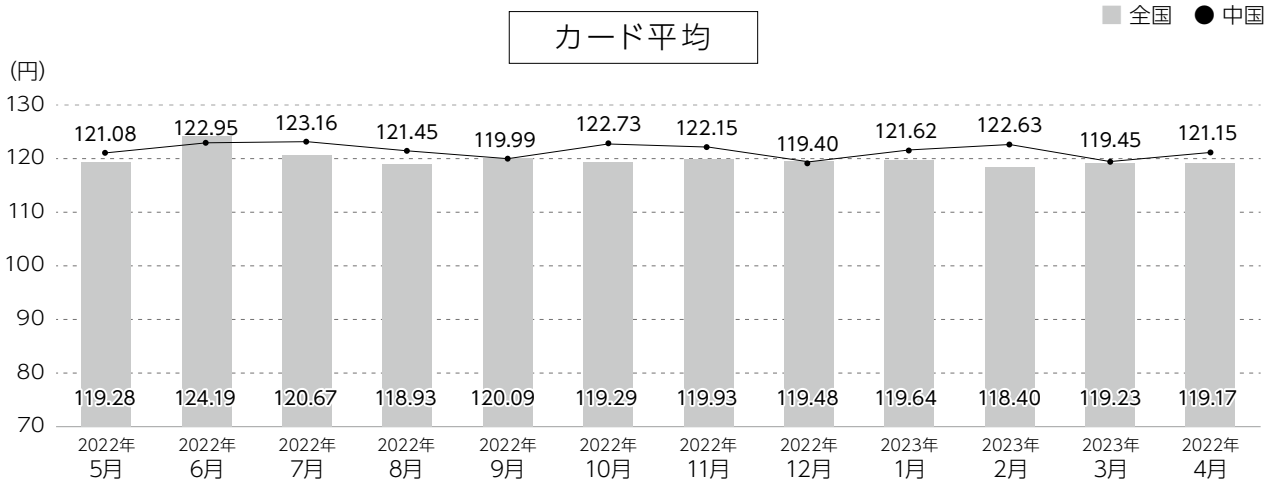
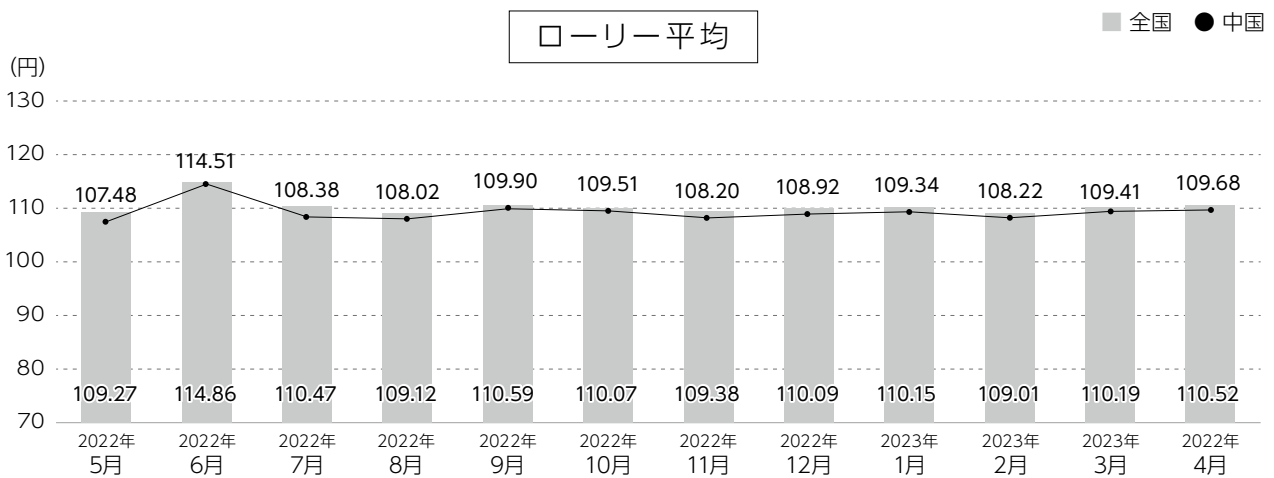
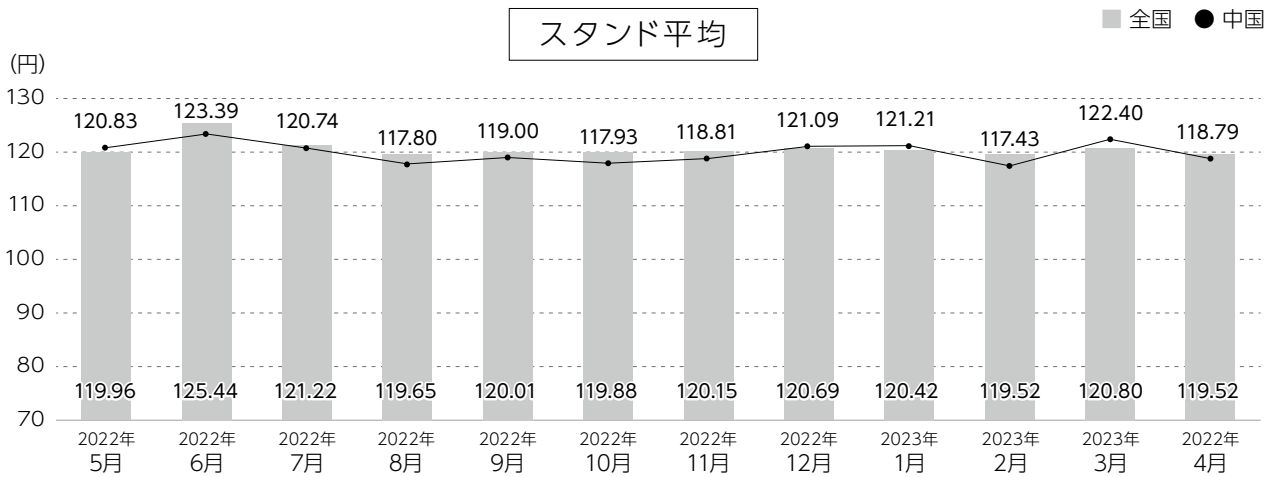
退会届の到着が遅れたり、翌月になりそうな場合はお手数ですが、岡山県トラック協会本部（086-234-8211）までご連絡をお願いいたします。



お知らせ

軽油価格動向推移表（全国平均・中国地区）

2023年5月25日 現在
 (公社) 全日本トラック協会
 消費税抜きの価格となります





Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方



自分らしい夏休みで
素敵な体験をたくさんしよう。

年次有給休暇 を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト 🔍

年休取得促進
特設サイト ▶





Refresh! もっと自分らしい 働き方 休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。
〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

「一斉付与方式」「交替制付与方式」に関する労使協定の例は『年次有給休暇取得促進特設サイト』をご確認ください ▶



年休取得促進
特設サイト

年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。

全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要です。

労使協定によって時間単位の年次有給休暇の活用もできます。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

※分単位など時間未満の単位での取得は認められません。また、時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。



トラック運送
事業者の
みなさまへ



発着荷主の
みなさまへ

トラック運転者の長時間労働改善 特別相談センター

トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、労務管理上の改善、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善等を図るためのご相談を無料でお受けします。

2024年問題
とはなに？
どのような
対応が必要？

荷主の立場で
できる改善は？



ドライバーの
運転時間に
限度があったの？



こんな困りごとなど、
ご相談ください！

荷待ち時間の削減を、
どう進めればいいのか？

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

ご相談は専用 Web サイトの問合せフォームかフリーダイヤルから
ご利用時間：9：00～17：00、休日：土日祝、12/29～1/3

〒 東日本 0120-763-420・西日本 0120-625-109



相談
無料

厚生労働省 令和5年度自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

お問合せ先 受託者：株式会社富士通総研 東京都大田区新蒲田1丁目17-25 MAIL fri-a-external@ml.jp.fujitsu.com



資料



ご相談方法は……



ご相談方法①



ポータルサイト
相談専用ページから

役立つサポート情報も！

ご相談方法②



フリーダイヤル
東日本 0120-763-420
西日本 0120-625-109

通話料無料！

※ご利用時間：9～17時（12～13時は休憩）
休日：土日祝、12/29～1/3

もっと詳しく相談したい！

オンライン
相談

オンラインによる
ご相談

詳しいご相談を職場から
お気軽に！



コンサルタントの
訪問

労務管理・物流改善の
専門家がお伺いします！

トラック運転者の長時間労働の改善に向けた情報は下記専用ポータルサイトへ 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

※トラック運転者特設ページをご覧ください



トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト
<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck>

トラックポータル



ポータルサイトでは、こんな
情報を掲載しています

NEW 「改善ハンドブック」
「トラック運転者の改善事例」

時間外労働の上限規制や、改正改善基準告示のポイントを学ぶためのハンドブックと長時間労働改善のための取組事例

「簡単自己診断」

問題点・解決施策・メリットを確認できる荷主の皆さまとトラック運送事業者の皆さまに向けた自己診断ツール

「情報いろいろ宝箱」

トラック運転者の長時間労働を是正するための動画教材や、取組事例、ガイドラインなど様々なツール集

「トラック運転者の仕事を知ってみよう」

統計、動画、写真や生の声などさまざまな角度から、トラック運転者の仕事について取りまとめた資料集

2023.04



申込書関係

職場の安全衛生自主点検表

令和5年5月作成

事業場名			従業員数	人
点検年月日	令和 年 月 日	点検者氏名	印	

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「防災規程」¹⁾や厚生労働省が策定した「荷役ガイドライン」²⁾の主な内容も含まれています。

この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

点 検 項 目		
1 基本的な取組（リスクの低減）		
・安全衛生方針の表明（1年単位。交通及び荷役労働災害防止を含む。）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・安全衛生目標の設定（同上）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・安全衛生計画の作成（同上、計画の実施、評価、改善を含む。）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・リスクアセスメントの実施（荷役作業関係）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・安全衛生管理規程の作成（交通及び荷役労働災害防止を含む。）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
2 安全衛生管理体制		
労働者 10～49 人	労働者 50 人以上	
・安全衛生推進者の選任	・総括安全衛生管理者の選任(100人以上)	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
	・安全管理者の選任（選任時研修了）	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
	・衛生管理者の選任	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
	・産業医の選任	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・安全衛生推進者の巡視	・安全管理者、衛生管理者の巡視	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・安全衛生対策等を話し合う場の設置	・安全衛生委員会の開催（月1回以上）	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
3 安全衛生教育の実施状況		
・雇入れ時又は作業内容変更時の教育		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・特別教育（テールゲートリフター等）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・日常の教育(危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等)		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・能力向上の教育（安全管理者等の定期教育等）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・事故発生者に対する教育		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・腰痛予防のための管理者教育		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・腰痛予防のための作業従事者教育（自動車運転者、重量物取扱者）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
4 健康管理		
・雇入れ時の健康診断		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・定期健康診断（年1回）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・深夜業従事者に対する健康診断（年2回）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・過重労働対策（時間外・休日労働時間数）		<input type="checkbox"/> 月 45 時間 <input type="checkbox"/> 月 45 時間超～80 時間 以内 <input type="checkbox"/> 月 80 時間超～100 時間 <input type="checkbox"/> 月 100 時間超
※ 休憩時間を除き、1週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間		
・時間外・休日労働が 1 月当たり 80 時間を超える労働者で申出のあった者に対する医師による面接指導の実施		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・ストレスチェックの導入（50人以上義務、50人未満努力義務）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・高ストレス者の申出による「医師による面接指導」実施		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし

¹⁾ 防災規程：「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」

²⁾ 荷役ガイドライン：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」



申込書関係

5 荷役労働災害防止対策			
(1) 安全衛生管理体制と安全衛生教育			
・ 作業計画の作成（車両系荷役運搬機械による作業）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 荷役災害防止の担当者の指名*	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が100kg以上）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施*	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 荷役作業の危険予知訓練	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 荷主等と安全衛生対策を協議する場の設置*	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 荷役災害防止の措置			
・ 荷役作業の有無等について荷主等への事前確認(安全作業連絡書)*	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ トラック荷台等からの墜落・転落災害及び転倒災害の防止措置*	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 荷役運搬機械、荷役用具、設備による労災防止対策*	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ コンベヤー			
エ テールゲートリフター オ ロールボックスパレット			
・ 作業開始前点検（該当するものに○をつけてください。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン			
エ コンベヤー オ テールゲートリフター カ 器具・工具 キ その他			
・ 定期自主検査（同上）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他			
・ 危険作業従事資格者の配置（同上）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業			
エ 玉掛け作業 オ その他			
・ 保護帽(墜落時保護用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 安全靴の使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 交通労働災害防止対策			
(1) 交通労働災害防止のための管理体制			
・ 運行管理者の選任	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 適正な労働時間			
・ 時間外労働及び休日労働に関する協定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(原則：1月45時間、1年360時間、特別条項1年720時間、自動車運転者は令和6年3月31日まで猶予)			
・ 拘束時間等（1ヶ月284h以内 □）（1日13h以内 □）（休息1日9h以上 □）（2日平均1日運転9h以内 □）（連続運転4h以内 □）			
(3) 走行管理等			
・ 走行計画の作成及び指示	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 走行経路の決定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 乗務記録に基づく適正な走行管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 点呼の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 乗務前点呼での、乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合の睡眠状況の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 安全衛生教育、意識の高揚			
・ 交通危険予知訓練	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 運転適性診断	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 意識の高揚（該当するものに○をつけてください。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 ウ ポスター掲示			
エ 表彰 オ その他			

一般社団法人 岡山県トラック協会及び支部 ご案内

本 会	〒700-8567	岡山市北区青江1-22-33 TEL 086-234-8211(代) FAX 086-234-5600
岡山支部	〒700-0941	岡山市北区青江1-22-33 TEL 086-234-3211 FAX 086-234-5600
倉敷支部	〒710-0847	倉敷市東富井850-1 TEL 086-425-0108 FAX 086-425-0138
備中支部	〒714-1224	小田郡矢掛町本堀1296-1 TEL 0866-83-1365 FAX 0866-83-1366
美作支部	〒708-0842	津山市河辺722-5 TEL 0868-26-4436 FAX 0868-26-4450
備前支部	〒705-0023	備前市伊里中516-1 TEL 0869-67-2882 FAX 0869-67-2883
自動車運転練習場	〒709-0626	岡山市東区中尾355-1 TEL 086-279-8022 FAX 086-279-8022

岡山県トラック総合研修会館 入居団体 ご案内

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 岡山県支部	〒700-0941 岡山市北区青江1-22-33 1階 TEL 086-234-1332 FAX 086-234-5600
岡山県運送事業協同組合連合会 岡山県高速運輸事業協同組合	〒700-0941 岡山市北区青江1-22-33 2階 TEL 086-234-8100 FAX 086-234-8383
自動車事故対策機構 岡山支所	〒700-0941 岡山市北区青江1-22-33 3階 TEL 086-232-7053 FAX 086-231-6742

ホームページをご活用ください

http://www.okayama-ta.or.jp

岡山県トラック協会

検索

会員事業者に対して可能な限り早く、きめ細かい情報を伝えることを基本としてホームページでの情報提供をメインで行っております。また、詳細で情報量の多いものについても、国や関係団体等のサイトを活用しながら提供させていただきます。



定期的な閲覧と積極的なご活用をお願いいたします。

一般社団法人
岡山県トラック協会

- 協会の概要
- 助成事業
- 自動車運転練習場
- 安全性評価事業
- 青年協議会
- 取引環境・労働時間改善の取組
- 広報関連
- 平成30年7月豪雨関連
- 新型コロナウイルス関連
- 陸災防 岡山県支部

会員の皆様へ 一般消費者の皆様へ

各種申請様式・イベント情報はこちら

6秒CM+トラックドライバーの1日

運ぶものは無限大!!

行政・協会だよりはこちらに掲載

協会からのお知らせ 一覧 行政からのお知らせ 一覧

過去の内容は「一覧」をクリック

協会情報

編集発行 令和5年7月1日

一般社団法人 岡山県トラック協会

〒700-8567 岡山市北区青江1-22-33

TEL.086 (234) 8211 FAX.086 (234) 5600

URL: http://www.okayama-ta.or.jp

携帯サイト

http://www.okayama-ta.or.jp/

携帯電話からの接続には、所定の通信料がかかります。また、QRコード®は読み取り条件などによって読み取れない場合があります。

※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



同封資料

- 会員名簿
- トラック運送業の業務改善講座(中小企業大学校)
- 安全環境製品展示会のお知らせ
- バス車内事故防止についてのごお願い(岡山県バス協会)

回覧

